

○常陸太田市火入れに関する条例施行規則

平成16年9月27日

規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、常陸太田市火入れに関する条例（昭和59年常陸太田市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(火入許可の申請)

第2条 火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

(火入許可証の交付)

第3条 市長は、火入れの許可をした場合は、火入許可証（様式第2号）を交付しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、火入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。